

福祉ガイド

—精神保健福祉編—



帯広市市民福祉部

☆表紙のマークの説明

ヘルプマーク

外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク

このガイドは、裏表紙に記載の日付現在の情報です。法改正や制度改正などにより、内容が変更になる場合がございます。

また、所得制限などにより対象とならない場合もございますので、各種制度をご利用の際には、各窓口までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

帯広市市民福祉部福祉支援室障害福祉課

～障害者への虐待防止・通報など～

障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行されました。障害者に対する虐待はその尊厳を害するものですので、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。

障害者への虐待は、次の3つがあります。

- ア) 養護者による障害者虐待
- イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ウ) 使用者による障害者虐待

これらの虐待を発見した場合は、下記へ速やかにご連絡をお願いします。虐待の通報等に対しては、夜間・休日を問わず、24時間体制で対応します。

障害者への虐待 ～ 通報・問合せ先	
◇ [平日 8時45分～17時30分]	
(市) 障害福祉課	電話 65-4147 FAX 23-0163
◆ [夜間・休日]	
帯広市障害者虐待防止センター	
電話	080-8295-1051

障害を理由とする差別に関する相談先	
(市) 障害福祉課	電話 65-4147 FAX 23-0163
十勝障がい者総合相談支援センター	電話 28-7599 FAX 28-7646

発 行 者 帯広市市民福祉部福祉支援室障害福祉課
帯広市西5条南7丁目
☎0155-65-4147
☎0155-65-4148

令和5年3月発行